

天理市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第22号

天理市印鑑条例の一部を改正する条例

天理市印鑑条例（昭和45年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けた印鑑登録者が自ら申請をするときは、印鑑登録証に代えて個人番号カードを添付することができる。

第14条第1項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する」を削る。

第15条第2号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。